

○議長（茅沼隆文）

それでは、再開いたします。

午前 10 時 15 分

○議長（茅沼隆文）

日程第 3 議案第 32 号 開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 14 号）の公布による指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、所要の改正をしたいので、開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定を提案をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第 32 号 開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 28 年 6 月 17 日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、初めに、本条例の概要について、ご説明をさせていただきます。

平成 26 年 6 月に成立しました、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる医療介護総合確保推進法と呼んでおりますけれども、これによりまして、介護保険方法が改正をされました。

これに伴い、利用定員が 18 人以下の通所介護につきましては、今まで都道府県が指定を行ってございましたけれども、市町村が事業者の指定を行い、原則として、利用者が当該地域住民に限定される地域密着型サービスに位置付けられることになりました。

これに伴いまして、当該サービスの基準等を規定している厚生労働省令が改正されたことから、町においても、地域密着型サービス基準を規定している本条例の一部を改正し、地域密着型通所介護に関する基準等を追加いたしますとともに、あわせて厚

生労働省令に即し、文言の整理を行うものでございます。

条例改正の主な内容でございますが、現行の条文に第3章の2として、地域密着型通所介護に係る規定を追加させていただきました。

追加した規定の内容は、第1節が基本方針。第2節が人員に関する基準。第3節が、設備に関する基準。第4節が運営に関する基準。第5節が指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員設備及び運営に関する基準でございます。

また、それぞれの基準についてですが、開成町の実情を鑑みますと、厚生労働省令で定める基準を上回る内容や、あるいは異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性が認められないと判断いたしまして、原則として国の従うべき基準、または参酌すべき基準に基づき条例を改正することといたしました。一部事業者のサービス提供等の記録の整備、保存の期間につきましては、厚生労働省令では2年間となっておりますが、町条例では5年間といたしました。これは公費の過払いの返還請求の消滅時効が地方自治法により5年となっていることから、これとあわせたものでございます。ちなみに他の地域密着サービスについても同様に5年としているところでございます。

また、この法律の施行は、28年4月1日でございますが、厚生労働省令の交付日が2月5日でございます。

また、条例改正案をパブリックコメントにかける手続等が一定期間必要であったことから、条例案の提出が今議会となったものです。

なお、市町村における条例の制定につきまして、法律の施行から1年間の経過措置が設けられております。市町村が条例を制定、施行していない間は、厚生労働省令で定める基準を適用することとされておりますので、実質的に事業者に不利益は生じないものでございます。

それでは、議案の1ページをお開きください。

開成町条例第 号。

開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部（平成25年開成町条例第4号）を改正する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表をご覧くださいまして、右が改正前、左が改正後でございます。

1ページの最下段でございますように、第3章の2として、地域密着型通所介護の規定を追加してございます。

第1節から、2ページの第5節、第4款までが追加事項でございます。

次の目の第4章、認知症対応型通所介護から少し飛びまして10ページの第59条までの修正につきましては、主に厚生労働省令にあわせ文言を整理したものでござい

ますので、省略をさせていただきたいと存じます。

10ページをご覧くださいまして、3章の2、地域密着型通所介護について、ご説明をいたします。

第1節は、基本方針でございます。第59条の2において、地域密着型通所介護の基本方針をうたっております。

次に、11ページの第2節は、人員に関する基準でございます。59条の3において、生活相談員や看護師、介護職員等の従業者の人数を規定しております。

ちょっと飛び、14ページをお開きいただきまして、第59条の4になりますが、こちらが管理者の規定でございます。この人員に関する規定、管理者の規定につきましては、厚生労働省令のほうの従うべき基準というふうになってございます。

次に、第3節でございますが、設備に関する基準となります。第59条の5におきまして、事業所の設備と備品等の基準を規定している部分でございます。

15ページに移りまして、下段の第4節は、運営に関する基準となっております。心身の状況等の把握や利用料について、取り扱い方針、通所介護計画の作成、あるいは管理者の責務、運営規定について規定している部分でございます。

また、少し飛んでいただきまして、21ページをご覧ください。21ページの第59条の17でございますが、地域との連携を深めるために、利用者、地域住民、行政等からなる運営推進会議の設置と記録の整備、公表等が規定をされている部分でございます。

次に、23ページをご覧ください。先ほどご説明しました事業者のサービス提供等の記録の整備、保存等の期間でございますが、第59条の19、第2項において、5年間と規定させていただきました。

24ページをお開きいただきまして、第5節になりますが、指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準となります。

療養通所介護とは、通所介護のうち、医療的なケアを重視した介護サービスでございます。看護師などが常時介護に当たり、医療機関や訪問看護事業者などと連携をとることができます。

このたび利用定員が9名以下である療養通所介護につきましても、あわせて地域密着型サービスに移行されたことから、別にここで基準を定めているものでございます。

24ページの第1款、この節の趣旨及び基本方針から34ページの第59条の38までがこの基準となり、同様に人員、設備、運営等について規定をしている部分でございます。

少し飛びまして、34ページの第60条から修正でございますが、主に厚生労働省令の文言にあわせ条文整理を行っているものでございますので、ご説明は省略させていただきたいと存じますが、39ページをご覧くださいまして、第67条、68条が削除されております。

また、41ページにつきましても、第72条及び第74条から78条の2まで削除をしております。

こちらは、認知症の対応型通所介護事業所の基準でございますが、今回、追加された地域密着型通所介護事業所の基準を、44ページの第8条において一部準用するという規定になっておりますので、これに伴い、削除をされるものでございます。これによりまして、指定認知症対応型の通所介護事業所も、28年度から地域との連携や、運営の透明性の確保のために、運営推進会議が設置が規定がされたところでございます。

同様に、49ページをご覧くださいまして、第105条、こちらにも削除されておりますが、こちらは指定小規模多機能型の居宅介護事業者の基準となりますけれども、やはり今回追加された地域密着型の通所介護事業所の基準を、50ページの第100条において一部準用しておりますので、それに伴い、削除を行っているものでございます。

最後、68ページをご覧くださいまして、附則となります。第1条、この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は平成28年4月1日から適用させていただきたいと存じます。

次の第2条、経過措置ですが、これは医療介護総合確保推進法の附則で規定する通所介護事業者が、平成28年3月31日までに申し出を行った上で、本条例適用の日から、サテライト型の指定小規模多機能型居宅介護事業所の事業を開始する場合には、平成30年3月31日までの間、条例第86条第1項に規定する宿泊室、こちらを設けなさいというふうになっておりますが、これを設けないことができるという規定がございまして。これは厚生労働省に規定されているものを準用しておりますけれども、本庁においては、該当する案件はございません。

ご説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

11番、菊川議員。

○11番（菊川敬人）

11番、菊川です。今回、かなり大幅な改正が行われておりますが、例えば、11ページのところをご覧くださいなのですが、第59条の3、1項、2項がそうなんです。ここでは、ここで規定されています従業員の数等について、ちょっと気になるのは、現況に即しているのかなと、こういった形でクリアできているのかなということがちょっと気になります。

先ほどの説明では、特に問題ないような説明があったかなと思いますが、この条例は、公布の日から施行し、規準を定めるということになっております。規定は平成28年4月1日から適用ということになっておりますので、現況等、どうなのかなということが気になりますので、お伺いしたいと思ひます。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それでは、お答えをさせていただきます。先ほどご説明申し上げましたように、この第59条の3につきましては、国のほうの基準では、従うべき基準となっており、これについて、条例でプラスアルファ等を行うというような余裕はないということになっています。

では、現況はどうかということになりますが、こちらは18人以下の小規模の通所介護につきましては、これまでは県のほうで許可をしていたということになります。基準としては同じですから、県の許可が市町村におりてきたということになりますので、この基準をクリアしていないと、介護保険法上許可されませんので、こちらは抑えていると、そういうことになります。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、ここで採決を行います。

議案第32号 開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。